

2021年6月17日

お客さま各位

みずほ証券株式会社

【LIBORを参照している債券を保有しているお客さまへ】

LIBOR公表停止の発表を受けての今後の対応について

ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」）に関して、LIBORの監督当局である英国金融行為規制機構（FCA）より、2021年12月末をもって、米ドルの一部期間を除き、恒久的公表停止または指標性喪失^{※1}となることが同年3月5日に発表されました。

^{※1} 指標性喪失：LIBORの信頼性が低下し、金融商品における変動金利の指標などに利用することが不適切な状態等

LIBORを参照している債券を保有するお客さまにおかれましては、今後、当社より、代替金利指標への移行に係る手続き等について、ご連絡をさせていただく可能性がございます。

なお、LIBORの公表停止に関する概要は、以下ホームページもご参照ください。

[全国銀行協会](#)（全国銀行協会のサイトへリンクします）

[金融庁](#)（金融庁のサイトへリンクします）

[日本銀行](#)（日本銀行のサイトへリンクします）

以 上

●よくあるご質問

No.	ご質問	ご回答
1	LIBOR とは何ですか？	LIBOR (ライボー) とは、「London Interbank Offered Rate」の略称で、ロンドン銀行間取引市場における金融取引の市場実勢を示す市場金利です。主要な5通貨(米ドル・英ポンド・スイスフラン・ユーロ・日本円)について日々公表されており、様々な金融取引における参照指標として利用されています。(例えば、変動利付債券において、「LIBOR+〇%」等の利率条件に基づき、利率決定時に基準金利として参照されます。)
2	なぜ LIBOR が公表停止となるのですか？	2017年7月、LIBORを監督する英国金融行為規制機構(以下FCA)が、 (1) LIBORを算出する際の基礎となる市場における取引が十分に活発でないこと (2) LIBORの算出基礎となるレートを呈示する銀行が、十分な取引の裏付けがないレートの呈示を継続することに不安を覚えていること を理由として、2021年末以降はLIBORのレートを呈示する銀行に対して、レート呈示の強制権を行使しないことを表明しました。係る中で、2021年3月5日に、FCAより、米ドル(1週間物および2か月物)とその他の通貨(円・ポンド・ユーロ・スイスフラン)のLIBORが2021年末、米ドル(翌日物・1か月物・3か月物・6か月物・12か月物)のLIBORが2023年6月末をもって恒久的公表停止または指標性喪失※となることが公表されました。 ※指標性喪失: LIBORの信頼性が低下し、金融商品における変動金利の指標などに利用することが不適切な状態等
3	LIBORを参照している債券とはどのようなものがありますか？	変動利付債※や一部の仕組債等で、LIBORが指標金利として参照されるケースがあります。詳細は、債券ご購入時に交付させていただいた目論見書等にてご確認ください。 ※変動利付債: 利息の金額がマーケットの動きによって変わる債券を指します。主に期限前償還条項が付いた劣後債などがあげられます。
4	「代替金利指標への移行に係る手続き等」とは具体的にはどのようなものですか？	各債券により手続きが異なるため、条件変更等の手続き発生時には、当該債券を弊社がお預かりしているお客さまに対し個別に詳細をご連絡致します。例えば、代替金利指標への移行に係る条件変更の通知等を弊社が受領した場合に、お客さまのご意向を確認させていただく手続き等が想定されます。
5	LIBORから代替金利指標に変わると、当該債券の価格やクーポン水準に影響はありますか？	一般的に、LIBORと代替金利指標の金利水準は一致しないため、この金利水準の差異をできるだけ小さくする方法として「スプレッド調整」が代替金利指標への移行において行われると考えられます。 ただし、スプレッド調整をした場合でも、代替金利指標への移行前後におけるクーポンの水準や価格が完全に一致するとは限りません。また、スプレッド調整を含めた当該条件変更の内容は債券毎に異なるため、影響度合いはそれぞれ異なります。
6	償還(期限前償還含む)となる債券はどうなりますか？	LIBOR公表停止または指標性喪失後(円LIBORの場合は2021年12月末以降)にLIBORを参照するクーポンの決定日が到来せずに償還(期限前償還含む)となる債券については、「代替金利指標への移行に係る手続き等」が発生する可能性は一般的に低いと考えられます。